

「第103回女性に対する暴力に関する専門調査会」における主な意見
(令和元年12月23日開催)

【DV対策関係】

- 被害者の一時保護や自立支援を行う婦人保護事業の根拠法が63年前の売春防止法になっている現状に違和感がある。厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、新法の制定を含めて抜本的な改正により、被害者や支援を必要とする女性たちに対し、自治体と民間の連携によって切れ目ない支援をすべき。
- 民間シェルターの様々なケースに柔軟に対応できるという強みを生かし、例えば、中学生以上の男子を母子一体で保護するために委託という形で一時保護で民間を活用していく一方、配暴センターとしての本来持つべき機能についても見直していくべき。
- 海外の研究では、虐待の被害を受けた児童などが次の世代にDVの加害者になる確率が高く、そうした原因をなくせば、暴力被害も加害も減るというデータがある。虐待・DVは世代間で連鎖するという意識が必要。DV被害を受けた母の将来の再被害リスクもある。また、DVだと認識する人は増えたと思うが、心理的暴力の見聞きであっても子供に対して大きな影響があるということの認知がまだ不十分。
- 児童虐待とDVの連携の部分に関しては、現実的な連携がきちんとなされるような形での施策を計画に盛り込む必要がある。また、配暴センターから児相への通報について、リスクアセスメントを行わずに全件通報というのは適当ではなく、検討し直す必要がある。
- 児童虐待、DVの一つの要因として、再婚後の継親－継子関係の構築の問題があると考えている。再婚家庭の支援も必要ではないか。
- 現状の被害者保護は基本的には被害者が逃げることしか想定されていないが、一時保護と保護命令の件数が減ってきている現状を踏まえると、現行の法制度に留まらず、被害者が逃げずに安全確保できるような制度も組み入れていく必要があるのではないか。被害者の回復への一貫した支援を考え直す時期に来ていると考える。
- 収入を全部投げ打たないと一時保護されないという現状は、自立支援の前に自立の手段を一旦放棄しないと保護されないということ。今後は仕事とDV被害者の保護についてどうしていくかが必要ではないか。被害者の多様な要望に応えられるような柔軟な対応力が現場には求められているのではないか。
- 加害者等との間で繰り返し生じる法的手続きにより、経済的に疲弊していくDV被害者もいる。より金額の低い法テラスの民事法律扶助を使ったとしても、その後の生活に負担になることがある。財制措置による免除の幅を広げるための施策なども意識していただきたい。
- 加害者更生については、更生を目指すのはあまりにも目標として高過ぎるため、加

害者を何らかのプログラムに継続的に通わせることによって、その行動をある程度コントロールし、その結果、被害者の安全が守られるといった立て付けでないとなかなか難しいのではないかと。

- 加害者更生プログラムに参加をしている人へコミットし続けることによって、更生とまでは言わなくとも非暴力化を起こすということが重要ではないか。養育費の支払いや面会交流など何らかの形で加害者にコミットすることは出口支援につながる一つのきっかけになるのではないかと。
- 加害者への脱暴力の更生指導について、まず、現行法の枠内でできることに取り組むべきである。具体的には、自治体と協力して男性相談体制を整備することや自治体で開設された男性相談を窓口にして、加害当事者の更生プログラムへの参加を推奨していくこと、持続的に脱暴力を支えるための「サークル」の創設、子ども虐待と関連している事案については児童相談所からペアレンティングプログラムへの参加を指示することを検討してはどうか。
- 保護命令制度、接近禁止命令、虐待における子ども保護とかかわる加害者更生プログラム受講命令制度の創設について検討を開始すべき。
- 面会交流の際に子供に対して継続的な被害が生じないようにするためにも、慎重に行う必要はあるが、加害者更生を試行実施してほしい。
- 面会交流については、例えばメンタルな被害が甚大な場合、被害者が回復するまで待てないか。ケース・バイ・ケースでの柔軟な対応を検討してほしい。